

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)				
②名称	Ministry of Energy, Commerce and Industry Department of Registrar of Companies and Intellectual Property				
③所在地	Corner Makarios Av. and Karpenissiou str., CY-1427 Nicosia				
④連絡先	(電話) (357 22) 40 43 01/ 02 (FAX) (357 22) 30 48 87 (E-mail) deptcomp@drcor.gov.cy (internet) https://www.intellectualproperty.gov.cy/gr/				
⑤組織の長	Registrar of Companies and Official Receiver: Ms. Irene Milona-Chrysostomou				
⑥沿革	<p>(1) キプロスにおける知財制度は、1911 年に商標部門が、次に 1921 年に特許部門が創設された。</p> <p>(2) 1945 年に企業、共同経営会社、企業名、商標、特許に関する部門が、関税部門に移管された。</p> <p>(3) 1960 年に、通商産業省の下に公式の受付及び登録官の部署が組織され、この部署は 1990 年に企業登録官・収益管理人の部署(Department of Registrar of Companies and Official Receiver)に名称が変更された。</p> <p>(4) 特許法は、1998 年法律第 16(I)号で大きな改正が行われ、その後、この 1998 年法律第 16(I)号は 2006 年法律第 122(I)号により改正され、2006 年 7 月 23 日から施行されている。</p> <p>(5) 意匠法は、2002 年法律第 4(I)号で大きな改正が行われ、その後、この 2002 年法律第 4(I)号は 2006 年法律第 119(I)号により改正され、2006 年 7 月 28 日から施行されている。</p> <p>(6) 商標法は、1990 年法律第 206 号で大きな改正が行われ、その後、この 1990 年法律第 206 号は 2006 年法律第 121(I)号により改正され、2006 年 7 月 28 日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標、企業名				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1984/10/26	1964/2/24			
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1985/8/11	1966/1/17		1993/9/30	2009/6/17
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
		1997/4/17		2003/11/4	2005/12/2
	ブタペスト	ヘーベー			リスボン
		ロンドンアクト	ヘーベーアクト	ジュネーブアクト	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2003/11/4	2003/11/4	1998/4/1		
	ストラスブル	ウィーン	WTO		
			1995/7/30		

(①)国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)				
(⑪)統計データ	出願件数	2020年	2021年	2022年	2023年
特許	全数	3	3	7	3
	(内 外国出願)	1	2	2	
	(内 日本から)				
	(内 PCT ルート)				
意匠	全数				
	(内 外国出願)				
	(内 日本から)				
商標	全数	2,318	2,640	624	2,446
	(内 外国出願)	1,008	1,067	612	911
	(内 日本から)	7	17	2	7
登録件数	2020年	2021年	2022年	2023年	
特許	全数			1	
	(内 外国出願)			1	
	(内 日本から)				
	(内 PCT ルート)				
意匠	全数				
	(内 外国出願)				
	(内 日本から)				
商標	全数	2,192	2,737	650	3,359
	(内 外国出願)	1,006	1,133	641	1,214
	(内 日本から)	10	11	4	13

(出典): WIPO IP Statistics

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)
⑫組織	
<組織図>キプロス特許庁は商務省・産業及び運輸局(Ministry of Commerce, Industry and Tourism)の下部組織である。	
<pre> graph TD A[Registrar of Companies and Official Receiver] --> B[Regis try] A --> C[Accounts Section] B --> D[Bankuptc ies/Liquidations Section (Natural and Legal Persons)] B --> E[CompaniesSection] B --> F[Intelleg tual and Industrial PropertySection] E --> G["(省略)"] F --> H[ProtectedAppellationsof Origin and Indications of Source] F --> I[TradeMarks] I --> J[National] I --> K[International] I --> L[Community] F --> M[Patents (National and European)] F --> N[Industrial Designs and Models (National and European)] F --> O[Copyright] </pre>	
(出典): キプロス特許庁 HP	

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2006年7月23日施行(2006年法律第N.122(I)号) (注)2006年法律第N.122(I)号は条文(英文)未入手のため、従前の1998年法律No.16(I)により解釈した。
	③地理的効力の範囲	キプロス国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(特許法第9条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑦出願言語	ギリシャ語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第26条(1))
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許法第6条(1)(2))
	⑩グレースピリオド	
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1)発見、科学的理論及び数学的方法 (2)美術的創造物 (3)計画、精神的行為を行い、ゲーム又は事業を行うルール及び方法 (4)コンピューター・プログラム (5)情報の提供 (6)発明の公開及び利用が公序良俗に反するもの (特許法第5条(2)(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許法第21条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18月経過後に公開される。 (特許法第25条)
	⑯異議申立制度の有無	有。 (特許法第51条(2),第52条(1))
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に何人も提訴することができる。(特許法第44条)
	⑱実施義務	有。4年。特許付与日から4年間の不実施は、不使用取消の対象となる。 (特許法第49条(1))

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)																																																					
⑯費用 単位 CYP (キプロスポンド)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料 50 CYP 登録料 65 CYP</p> <p>[特許権維持に掛かる費用]</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年金</th> <th style="width: 15%;">3 年次</th> <th style="width: 15%;">4 年次</th> <th style="width: 15%;">5 年次</th> <th style="width: 15%;">6 年次</th> <th style="width: 15%;">7 年次</th> <th style="width: 15%;">8 年次</th> <th style="width: 15%;">9 年次</th> <th style="width: 15%;">10 年次</th> <th style="width: 15%;">11 年次</th> <th style="width: 15%;">12 年次</th> <th style="width: 15%;">13 年次</th> <th style="width: 15%;">14 年次</th> <th style="width: 15%;">15 年次</th> <th style="width: 15%;">16 年次</th> <th style="width: 15%;">17 年次</th> <th style="width: 15%;">18 年次</th> <th style="width: 15%;">19 年次</th> <th style="width: 15%;">20 年次</th> <th style="width: 15%;">21 年次</th> <th style="width: 15%;">22 年次</th> <th style="width: 15%;">23 年次</th> <th style="width: 15%;">24 年次</th> <th style="width: 15%;">25 年次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>25 CYP</td><td>30 CYP</td><td>40 CYP</td><td>50 CYP</td><td>60 CYP</td><td>70 CYP</td><td>80 CYP</td><td>90 CYP</td><td>100 CYP</td><td>120 CYP</td><td>140 CYP</td><td>160 CYP</td><td>180 CYP</td><td>210 CYP</td><td>240 CYP</td><td>270 CYP</td><td>300 CYP</td><td>330 CYP</td><td>350 CYP</td><td>370 CYP</td><td>390 CYP</td><td>410 CYP</td><td>430 CYP</td></tr> </tbody> </table>						年金	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	7 年次	8 年次	9 年次	10 年次	11 年次	12 年次	13 年次	14 年次	15 年次	16 年次	17 年次	18 年次	19 年次	20 年次	21 年次	22 年次	23 年次	24 年次	25 年次		25 CYP	30 CYP	40 CYP	50 CYP	60 CYP	70 CYP	80 CYP	90 CYP	100 CYP	120 CYP	140 CYP	160 CYP	180 CYP	210 CYP	240 CYP	270 CYP	300 CYP	330 CYP	350 CYP	370 CYP	390 CYP	410 CYP	430 CYP
年金	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	7 年次	8 年次	9 年次	10 年次	11 年次	12 年次	13 年次	14 年次	15 年次	16 年次	17 年次	18 年次	19 年次	20 年次	21 年次	22 年次	23 年次	24 年次	25 年次																															
	25 CYP	30 CYP	40 CYP	50 CYP	60 CYP	70 CYP	80 CYP	90 CYP	100 CYP	120 CYP	140 CYP	160 CYP	180 CYP	210 CYP	240 CYP	270 CYP	300 CYP	330 CYP	350 CYP	370 CYP	390 CYP	410 CYP	430 CYP																															
⑰料金減免措置 の有無	無。																																																					
⑱PCT における 国内料金減額措 置の有無	無。(キプロスにおける PCT 出願による特許は、EP 経由でのみ取得できる。)																																																					

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2006年7月23日 (2006年法律第N.119(I)号) (注) 2006年法律第N.119(I)号は条文(英文)未入手のため、従前の1993年法律No.18(I)により解析した。
	③地理的効力の範囲	キプロス国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤出願人資格	創作者及び承継人
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑦出願言語	ギリシャ語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年を単位として最高4回更新することができる。
	⑨新規性の判断基準	共同体内公知、共同体内刊行物(欧州議会指令98/71/EC)
	⑩グレースピリオド	有。次の事項が規定されている。期間は公開日から12月。 (1) キプロス又はEU内における出願日又は優先権主張日前の通常のビジネスにおける意匠の創作の開示 (2) 創作者又は承継人による、又は創作者又は承継人の同意を得た第3者による出願日又は優先権主張日前の12月以内の意匠の開示 (3) 創作者又は承継人の権利濫用の結果として、出願日又は優先権主張日前の12月以内の意匠の開示
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 意匠の定義に適合しない意匠 (2) 独自性を欠く意匠 (3) 公序良俗に反する意匠
	⑫実体審査の有無	無。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。(キプロスはロカルノ協定には未加盟)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願日から30月を超えない期間内で出願の公開を延期することができる。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は、裁判所へ提訴することができる。

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)											
	㉓登録表示義務	無。登録表示の義務はないが、登録表示を行うことが推奨される。										
	㉔費用 単位 CYP(キプロスポンド)	<p>[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 50 CYP 印刷料 40 CYP</p> <p>[意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料</p> <table> <tbody> <tr> <td>最初の 5 年間</td> <td>30 CYP</td> </tr> <tr> <td>第 2 回目の 5 年間</td> <td>50 CYP</td> </tr> <tr> <td>第 3 回目の 5 年間</td> <td>80 CYP</td> </tr> <tr> <td>第 4 回目の 5 年間</td> <td>100 CYP</td> </tr> <tr> <td>第 5 回目の 5 年間</td> <td>150 CYP</td> </tr> </tbody> </table>	最初の 5 年間	30 CYP	第 2 回目の 5 年間	50 CYP	第 3 回目の 5 年間	80 CYP	第 4 回目の 5 年間	100 CYP	第 5 回目の 5 年間	150 CYP
最初の 5 年間	30 CYP											
第 2 回目の 5 年間	50 CYP											
第 3 回目の 5 年間	80 CYP											
第 4 回目の 5 年間	100 CYP											
第 5 回目の 5 年間	150 CYP											
	㉕料金減免措置の有無	無。										

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2006年7月28日 (2006年法律第N.121(I)号) (注) 2006年法律第N.121(I)号は条文(英文)未入手のため、従前の1990年11月19日施行(Cap. 268)により解析した。
	③地理的効力の範囲	キプロス国内のみ
	④他国制度との関係	欧州連合(EC)加盟国(OHIM)
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、三次元商標、結合商標、色彩商標
	⑦出願人資格	標章を使用する者(商標法第19条(1))
	⑧権利付与の原則	先使用主義(商標法第19条(1))
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑪出願言語	ギリシャ語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から7年で更新、以降は14年ごとに更新できる。 (商標法第22条(1))
	⑬グレースピリオド	
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。(商標法第13条、第14条) (1) 欺瞞や混乱を生じさせる標章 (2) 法又は道徳に反する標章 (3) 中傷的な標章 (4) 他の商標に同一又は類似する標章
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	無。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第19条(2))
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は方式要件を満たしていると、公報により公告(公開)される。(商標法第20条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公開日から2月以内に異議申立を行うことができる。 (商標法第20条(2))
	㉓無効審判制度の有無	有。(商標法第33条(1))
	㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。(商標法第28条)

①国名	Republic of Cyprus (CY) (キプロス共和国)	
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類、第10版)を採用している。(ニース協定には未加盟)
	㉖图形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標は、営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第24条(1))
	㉘費用 単位 CYP (キプロスポンド)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 15 CYP(1マーク、1分類) 15 CYP(同マーク、1超の各分類につき) [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 40 CYP
	㉙料金減免措置の有無	無。